

告 示

埼玉県選管告示第七号

埼玉県議会議員の選挙区のうち、南第二区 川口市において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第一項の規定による埼玉県議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じた。

なお、川口市の区域では令和七年十二月十日から同選挙の期日までの間、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

令和八年一月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳